

現場の安全かわらばん

第15号

発行日:平成21年1月28日
発行元:宮城県土木部事業管理課

安全のトピックス

- ・年末年始労働災害防止強化運動12/1-1/31
- ・建設機械のリコールの届出がされています。(12月分2回目)
- ・ユニック車横転での死亡事故が発生しています。使用方法の再確認を!
- ・路面凍結による交通事故の報告が多くなって来ていますので注意



ユニック車の転倒防止について

■平成20年事故発生状況

年が明けて、建設現場もこれからが最盛期となってきます。そのため、事故も多い時期となっています。昨年は岩手宮城内陸地震において3名の尊い人命を失いました。県発注工事における労働災害による死傷者数は18名と平成19年より減少しましたが、ここ数年の死傷者数と比べれば依然高い水準となっています。

昨年の事故の特徴としては橋梁工事による墜落転落事故が多く発生し、その原因としては作業員の不安全行動でした。しかし作業員個人の問題と片付けず、足場や安全通路の使いやすさ、安全装置使用の確認など事業者としても取り組まなければ事故の防止にはつきりません。

■ユニック車による事故

県内では昨年年末から今年にかけてユニック車の転倒による死亡事故が2件発生しています。どれも資材会社が荷下ろしの際にアウトリガーの張り出し不足や定格荷重の理解不足が原因と言われていきます。昨年は県発注工事でもユニック車からトラックに機材を移

し替える際に傾き隣のトラックに接触した事故がありました。アウトリガーは張り出していたものの、地盤・敷材が原因で沈下しユニック車が傾いたのが原因でした。

ユニック車は便利であるため、多くの会社で所有されていることかと思えます。基本的にはトラックですので、運転免許があれば、誰でも運転(走行)できます。しかし、クレーン作業においては、吊り能力に応じた移動式クレーンの資格や玉掛けの資格が必要です。資格取得者であれば、当然定格荷重の考え方やアウトリガーの重要性も認識しているでしょうし、経験豊富であれば、重量の目測を誤ることも無いかと思えます。しかし今回の事故では、有資格者による事故とのことでした。

■安全な作業のために

有資格者が作業することは当然ですが、人間ですのでヒューマンエラーは必ず発生します。吊り荷の重量を目測で行えば読み違いを起こしますし、ブーム操作を誤ったり、不安全行動で「これくらいは大丈夫」と定格以上にブームを

伸ばすことも考えられます。

そこで、吊り荷の重量や作業半径を事前に確認しておくことでエラーを防止したり、車両から離れた場所への荷下ろしをさせず、別途クレーンを利用するなどの対策が考えられます。

自分の現場に入ってくる資材会社に対しても、無理な場所への荷下ろしをさせない、指示しない事が必要です。

■関係法令

【クレーン等安全規則】

第69条(過負荷の制限)

事業者は、移動式クレーンにその**定格荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。**

第70条の5(アウトリガー等の張り出し)

事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該**アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。**

お役立ちリンク

国土交通省

「リコール・改善対策の届出」

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/recall/>
建設機械等のリコールについて国土交通省のウェブサイトにて公開しています。自社の機械に不具合やリコールがないか確認しましょう。

ユニック車の安全装置

ユニック車での作業を安全に行う各種安全装置を紹介します。

■転倒防止装置

アウトリガーが浮き上がる前にクレーンの作動を自動停止。

■過負荷警報装置

クレーン本体に掛かる負荷を測定。定格総荷重に達すると警報を発する。

■リモートコントロール

離れた位置からクレーンを操作できるので転倒しても挟まれない。

■ブーム・アウトリガー未格納警報装置

ブームか、アウトリガー未格納状態の時、サイドブレーキを降ろすと運転席のランプが点灯、同時に警報ブザーで運転手に知らせます。